

平成26年度第2回幕別町次世代育成支援対策地域協議会会議録

1 日時

平成26年7月10日（木）18:30～20:37

2 場所

保健福祉センター多目的ホール

3 出席委員

12人：千葉会長、牛尾副会長、荒木委員、今泉委員、齊藤委員、佐藤委員、下川委員、杉山委員、堀委員、嶽山委員、牧田委員、安田委員

4 欠席委員

2人：西出委員、森委員

5 事務局

6人：川瀬民生部長、杉崎こども課長、半田保育係長、宗像主査、佐々木主査、武田

6 傍聴者 佐藤記者（十勝毎日新聞/20時～）

7 配布資料

○資料1 幕別町子ども・子育て支援事業計画の素案について

○資料2 地域別の量の見込み

○資料3 子ども・子育て支援新制度の概要について

- ・ 幕別町保育の必要量の支給認定に関する基準を定める条例骨子案
- ・ 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案
- ・ 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案
- ・ 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

8 内容

【進行】千葉会長

- (1) 開会
- (2) 協議

ア 幕別町子ども・子育て支援事業計画の素案について

資料1に基づき、事務局から以下のとおり説明。

- 素案は、前回の会議で説明した構成及び骨子に基づき作成した。
- 「第1部 総論」は、「第1章 計画策定」、「第2章 幕別町の現状」の二章で章立てをし、以下のとおりの構成で記載した。

第1章 計画策定

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画の策定の推進体制

第2章 幕別町の現状

- 第1節 少子化の動向
- 第2節 家庭や地域の状況
- 第3節 教育・保育施設の状況
- 第4節 地域子育て支援事業の状況
- 第5節 人口の推計

- 「第2部 計画」は、「第1章 計画の基本的な考え方」、「第2章 計画の内容」の二章で章立てをし、以下のとおりの構成で記載した。

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

第2節 計画の基本目標

第2章 計画の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

第2節 基本目標1「」

第3節 基本目標2「」

第4節 基本目標3「」

第5節 基本目標4「」

第6節 基本目標5「」

- 第2章に記載の「量の見込み及び確保の内容」については、資料2で説明。

- 空欄の基本目標1～5及び基本理念については、前回の会議で出された意見を基に、10ページのとおり2～3つの案を作成し協議をした。

【基本理念について】

＜意見＞

- ・ 事務局案にはないが、「すべての子どもの最善の未来を考え多様な支援を実行するまち」がよいのではないか。

※「支援」⇒「支え合う」が良いのではないかとの意見もあり。

【基本目標1について】

＜意見＞

- ・ 「幼児期の学校教育・保育の推進等」がよいのではないか。

【基本目標2について】

＜意見＞

- ・ 2つの案の文言を組み合わせて「地域における子ども・子育て事業の推進」とするのがよいのではないか。

【基本目標3について】

＜意見＞

- ・ 「親子の健康の確保と育成支援」がよいのではないか。

【基本目標4について】

＜意見＞

- ・ 「支援を必要とする子どもへの取組みの推進」の「取組みの推進」の前に「多様な」あるいは「総合的な」というフレーズを加えるとよいのではないか。

【基本目標5について】

＜意見＞

- ・ 「職業生活と家庭生活の両立の推進等」の「両立の推進等」を「両立のための基盤整備」とするはどうか。
- ・ 「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」とあるが、横文字はない方がよい。

【全体を通して】

＜意見＞

- ・ 目標等の文言が大事なわけではなく、どんな施策を行うかが大事だと思うので、実施する施策の目的や意図を幅広くくみ取れるような表現の目標等であれば、違和感がないのではないか。
- ・ 町の児童館の一般開放は土曜日のみだが、平日に子ども達が過ごせる、公共施設の居場所づくりを進めてほしい。

【協議結果】

基本理念及び基本目標については、今回出された意見を踏まえ事務局で再度案を作成し、会長及び副会長とで協議し決定する。

イ 事業計画における量の見込み（地域別）と確保対策について

資料2に基づき、事務局から以下のとおり説明。

【教育・保育施設について】

- ニーズ調査の結果に基づき算出したニーズ量を、既存の教育・保育施設でどれだけ充足できるか、6つの地域の分け記載している。

＜幕別小学校地域＞

- ・ わかば幼稚園及び幕別中央保育所で確保を図るが、0歳児の3号認定の確保において不足が生じる推計となっている。
- ・ しかしながら、近年の入所実績に鑑みると、0歳児の入所は5～6人で推移していることから、量の確保は充足可能であると認識している。
- ・ 平成30年を目途に認定こども園を設置する方向で検討を進めたい。

＜糠内・明倫小学校地域＞

- ・ 現在の糠内、明倫の両へき地保育所で地域型保育事業を行い確保を図るが、ニーズ量は、充足可能な推計数値となっている。

＜札内国道以北地域＞

- ・ 札内北保育所及び幕別幼稚園での確保を図るが、幕別幼稚園で確保可能な人数については、同幼稚園の定員を国道以北・以南で按分し確保可能な人数を推計した。
- ・ 本事業計画の期間中、2号認定から3号認定までにニーズ量に対する確保の不足が生じる。

＜札内国道以南地域＞

- ・ 札内さかえ保育所及び札内南保育所、札内青葉保育所、幕別幼稚園での確保を図るが、幕別幼稚園については、上記【札内国道以北地域】のとおり按分をし、確保可能な人数を推計した。
- ・ 本地域については、保育所の数が多く、計画の初年度から量の確保が可能な推計数値となっている。

※ 札内地域は、国道を境に保育施設数に偏りがあり、入所実態等を鑑みると、国道以北及び以南にそれぞれ記載した数値が、必ずしも実態に則したものとなっていないと考えられる。

このことから、札内国道以北と以南の数値を合算し推計してみると、札内地域全体としては、1号認定及び2号認定の量の確保が可能な推計となることから、札内地域におけるニーズ量は、ほぼ充足されていると考えことができる。

＜途別・古舞小学校地域＞

- ・ 現在の途別、古舞の両へき地保育所で地域型保育事業を行い確保を図るが、ニーズ量は、充足可能な推計数値となっている。

＜忠類小学校地域＞

- ・ 忠類・駒島の両へき地保育所において量の確保を図るが、忠類は保育の必要性の要件によらず受け入れが可能であることから、1号認定も含め、ニーズ量は、充足可能な推計数値となっている。

- 以上のことから6地域すべてにおいて、既存の教育・保育施設での量の確保が可能であると考える。

【地域子ども・子育て支援事業（13事業）について】

<時間外保育事業>

- ・ 現在、認可保育所においては11時間保育（7時半から18時半まで）を実施しているが、青葉保育所及び札内南保育園は11時間半保育（7時半から19時まで）を実施している。
- ・ ニーズ量は、充足可能な推計数値となっている。
- ・ 現在、11時間保育を行っている認可保育所の時間外保育については、本協議会の中で、その拡大について協議いただきたい。

<放課後児童健全育成事業（低学年及び高学年）>

- ・ 子ども・子育て新制度では、小学校6年生までに拡充された学童保育が基本となる。
- ・ 学童保育の総定員数は245人であるが、現時点の登録児童数は298人で、既に条例定数をオーバーしている。
- ・ 既存の学童保育所において6年生までの受入れが可能な保育所は、はぐるま学童保育所とちゅうるい学童保育所の二か所である。
- ・ 調査結果だけでは、高学年の週の利用希望日数等の詳細を把握することは困難である。
- ・ 確保対策については、学校を利用した確保対策も視野に入れ、現在、教育委員会と検討を進めている。

<子育て短期支援事業（ショートステイ）>

- ・ 調査結果に基づいた分析ではニーズ量はない事業だが、帯広市や音更町、芽室町においては既に実施している事業であること。また、子どもの安心、安全を確保する事業として、今後、検討を進めていきたい。

<地域子育て支援拠点事業>

- ・ 子育て支援センターニカ所において、ニーズ量は確保が可能な推計数値となっている。

<一時預かり事業>

- ・ 幼稚園における1号認定のニーズ量は、確保可能な推計数値となっている。
- ・ 2号認定による定期的な利用についてのニーズ量は、実態と乖離があると考えられることから、今後さらに分析を進める。
- ・ その他の一時預かりのニーズに係わる量の見込みは、確保が可能な数値となっている。

<病児保育事業>

- ・ 現在は、札内青葉保育所で病後児保育事業を実施している。

<ファミリー・サポート・センター事業（低学年及び高学年）>

- ・ 調査結果では、札内国道以南地域にのみニーズがある。
- ・ ニーズのある上記地域に対する事業展開の検討を進める。
Q 本事業を実施するかどうかについては、数年前から課題となっているが、事業を実施する方向で検討をするのか。

A 調査結果から、ニーズのある事業と分析しているので、事業の在り方についての検討は進めていきたい。

=意見=

- ・ 多くの人のニーズがある事業を優先的に展開・充実していく方が、町民の理解を得られやすいし、税金のムダ使いとも言われないのでないか。

<妊婦に対する健康診査>

<乳児家庭全戸訪問事業>

<養育支援訪問事業>

- ・ 上記3事業については、保健課が所管し、既にニーズに対応した確保対策が実施されている。

ウ 子ども・子育て支援に関する各種事業の条例等で定める基準について

資料3に基づき、事務局から子ども・子育て新制度の概要と、以下の4条例骨子案について説明。

- 幕別町保育の必要量の支給認定に関する基準を定める条例骨子案
- 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案
- 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案
- 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

=意見=

- ・ 新制度については、多くの問題を含んでいる。例えば新制度において、保育料は変わらぬのか、申し込みの手続きの方法は変わらぬのか、今の説明だけでは理解できないところがある。今後も新制度についての理解が深まるよう、本協議会の中で協議を進めていただきたい。
- ・ 帯広市には15の私立幼稚園があるが、先ほど会議があり、その中で、ほとんどの幼稚園が新制度の給付を受けないと意向を示しているなど、私立幼稚園の在り方については、全道・全国において大きな論議となっている。本協議会においても、例えば資料3の4ページにある「表2：認定区分による施設・事業の利用区分」の下欄に、私立幼稚園の選択肢を加えるなど、引き続き丁寧に説明していただきたい。

=事務局=

- ・ 新制度の施行により、保育制度が大きく変わるものではない。例えば私立幼稚園で言えば、この新制度の給付を受けずに、現在の私学助成を受け運営していくことも可能となっている。

また、保育所についても、現在の認可保育所のままの施設・事業であることが可能であり、決して全ての教育・保育施設が認定こども園に移行していくものではない。

新制度の趣旨は、保護者のニーズに応えるよう、認定こども園など多様な保育の更なる充実を図り、保護者の選択肢の幅を広げていくということにあるので、幕別町においても、子ども達が不利益となるようなことのないよう、新制度移行の準備を進めていきたい。

- ・ 4本の条例については、新制度における保育の実施にあたり、町が行わなければならない確認行為とか、地域型保育の認可の基準等について定めるものである。重要な条例となるので、パブリックコメントを7月中旬から8月中旬にかけて行う予定でいる。

エ その他

- パブリックコメントについて

本協議会で意見等をいただいた4本の条例の素案について実施する。

- ・期間：平成26年7月16日（水）～8月15日（金）

